

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	神川町 宛名システムに関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神川町は、宛名システムに関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行う、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神川町長

公表日

令和2年4月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	宛名システムに関する事務
②事務の概要	<p>宛名システム ・個人番号を利用する各種業務に係る法人を含む宛名情報を管理し、各業務システムの事務手続きを円滑に行う。</p> <p>中間サーバー ・情報提供ネットワークシステムや既存システム、宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うための符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための中間サーバーを管理する。</p> <p>特定個人ファイルは次の事務に使用する。 ①住民票関連事務 ②児童手当等に関する事務 ③保育料の徴収に関する事務 ④国民健康保険事務 ⑤介護保険事務 ⑥後期高齢者医療保険事務 ⑦税関係事務 ⑧税等の収納管理に関する事務 ⑨税等の滞納管理に関する事務 ⑩公営住宅等の管理に関する事務 ⑪身体又は知的障害者福祉及び自立支援に関する事務 ⑫健康管理に関する事務 ⑬国民年金に関する事務 ⑭埼玉県医療給付事務</p>
③システムの名称	宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一(8,10,12,16,19,30,31,34,35,49,56,59,68,76,84,94)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p>＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課、保険健康課、町民福祉課、神泉総合支所
②所属長の役職名	税務課長、保険健康課長、町民福祉課長、神泉総合支所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月1日	評価書名	神川町 宛名システム	神川町 宛名システムに関する事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を利用する各種業務に係る法人を含む宛名情報の管理を行っている。 ・特定個人ファイルは次の事務に使用する。 ①住民票関連事務 ②児童手当等に関する事務 ③保育料の徴収に関する事務 ④国民健康保険事務 ⑤介護保険事務 ⑥後期高齢者医療保険事務 ⑦税関係事務 ⑧税等の収納管理に関する事務 ⑨税等の滞納管理に関する事務 ⑩公営住宅等の管理に関する事務	宛名システム ・個人番号を利用する各種業務に係る法人を含む宛名情報を管理し、各業務システムの事務手続きを円滑に行う。 中間サーバー ・情報提供ネットワークシステムや既存システム、宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うための符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現するための中間サーバーを管理する。 特定個人ファイルは次の事務に使用する。 ①住民票関連事務 ②児童手当等に関する事務 ③保育料の徴収に関する事務 ④国民健康保険事務 ⑤介護保険事務 ⑥後期高齢者医療保険事務 ⑦税関係事務 ⑧税等の収納管理に関する事務 ⑨税等の滞納管理に関する事務 ⑩公営住宅等の管理に関する事務 ⑪身体又は知的障害者福祉及び自立支援に関する事務 ⑫健康管理に関する事務 ⑬国民年金に関する事務 ⑭埼玉県医療給付事務	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名システム	宛名システム、中間サーバー	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条1項 別表第一 (8,16,19,30,31,56,59,68)	番号法第9条1項 別表第一 (8,10,12,16,19,30,31,34,35,49,56,59,68,76,84,94)	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	神川町 税務課、保険健康課、町民福祉課、神泉総合支所	税務課、保険健康課、町民福祉課、神泉総合支所	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 新井美範、保険健康課長 山口国春、町民福祉課長 青木由一、神泉総合支所長 小島勇一	税務課長、保険健康課長、町民福祉課長、神泉総合支所長	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
平成29年7月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-2111	神川町(総合政策課) 児玉郡神川町大字植竹909番地 0495-77-0701	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月13日	II しきい値判断項目2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月13日	IV リスク対策	—	全項目新規追加	事後	